

加東市地域防災計画の修正に係る意見に対する考え方について

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）	担当部署
震災対策編				
第1編第2章第3節第2 地震発生の危険性				
1	p22	「予断を許す」という言葉は、基本的に「予断を許さない」という否定形で使われる。「予断を許せる状況ではない。」を「予断を許さない状況である。」に修正してはどうか。	意見のとおり「予断を許さない状況である。」に修正します。	防災課
震災対策編				
第2編第4章第5節第7 災害危険区域対策の実施				
2	p105	災害危険区域内の住宅除却又は移転対策の文中で、「～補助することができる。」の表現は、「～する。～に努める。」など行う意思がないのであれば、記載する必要はないのではないか。	補助対象要件としては、土砂災害特別警戒区域に指定され、県から移転勧告を受けた建築物であるが、市内に対象建築物はなく、今後、災害の激甚化に伴い、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び県条例の見直しも考慮して、文中の表現は修正しないこととします。	防災課 都市政策課
震災対策編				
第3編第3章第4節第5 避難所の運営				
3	p162	避難所の運営の文中で、「～女性の参画を推進するとともに」の表現は、避難所における女性への配慮のため、女性を配置するため追加されたと思われるが、計画に「参画を推進」という抽象的で事務的な記載は適切ではない感じる。具体的な記述が行えないなら記載すべきではないのではないか。	男女共同参画は、重要であるため、削除はいたしませんが、「～女性の参画を推進するとともに」を「～女性の参画を得て」に修正します。	防災課

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）	担当部署
震災対策編				
第3編第3章第4節第5 避難所の運営				
4	p164	大規模災害時における広域避難の文中で、第2次北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）の、事業No.12広域防災対応能力強化事業にいたいた意見について、その考え方として、「今後北播磨定住自立圏内の3市1町の訓練計画等の情報共有」「積極的な相互参加」「圏域市町間での情報伝達訓練を毎年実施」等が示されているが、この定住自立圏での取り組みについて記載すべきではないか。	訓練に関する事項であるため、第3編には記載しません。記載するすれば、第2編になりますが、北播磨広域定住自立圏に限らず、自治体間相互応援協定による訓練をどこまで具体的に記載するかは、次の市地域防災計画の見直しに向け、検討いたします。	防災課
震災対策編				
第4編第2章第4 兵庫県災害援護金等の支給への協力				
5	p224	「県は、～する。」のように、県に役割を指示するような表現は適切ではないのではないか。 市の計画である以上、例えば、「市は県が被災者又はその遺族に支給する災害援護金及び死亡見舞金が、円滑に進むよう、被災状況を県に連絡し、協力する。」のように記載すべきではないか。	意見のとおり「県は、～支給する。」を「県による被災者又はその遺族への災害援護金及び死亡見舞金の支給に対し、」に修正を行います。	防災課
風水害等対策編				
第2編第4章第4節第7 災害危険区域対策の実施				
6	p75	災害危険区域内の住宅除却又は移転対策の文中で、「～補助することができる。」の表現は、「～する。～に努める。」など行う意思がないのであれば、記載する必要はないのではないか。	補助対象要件としては、土砂災害特別警戒区域に指定され、県から移転勧告を受けた建築物であるが、市内に対象建築物はなく、今後、災害の激甚化に伴い、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び県条例の見直しも考慮して、文中の表現は修正しないこととします。	防災課 都市政策課

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）	担当部署
風水害等対策編				
第2編第5章第2節第6 防災関係機関の防災訓練の実施				
7	p93	訓練の工夫及び事後評価の文中で、「～ものとされている。」となっているが、「～するものとする。」に統一すべきではないか。	「～ものとされている。」を「図るものとする。」及び「行うものとする。」に修正します。	防災課
風水害等対策編				
第2編第5章第3節第5 県外からの避難の受入れ体制の整備				
8	p95	広域避難の受入れ体制の整備の文中で、組織体制や避難所の指定は、努力義務でよいのか。	「～努める。」を「～定めておくこととする。」、「～指定することとする。」に修正します。	防災課
風水害等対策編				
第2編第5章第3節第5 県外からの避難の受入れ体制の整備				
9	p95	情報連絡体制の整備の文中で、「保育園」は「保育所」に表現統一してはどうか。また、「認定こども園」も記載すべきではないか。 また、広域避難の受入れ体制の整備において、詳細な記載は必要ないが、P A Z や U P Z の場合の避難中継所におけるスクリーニングや除染についての記載も必要ではないか。	「保育園」を「保育所」に修正し、「認定こども園」も記載します。 広域避難の受入れ体制の整備については、「原子力災害発生時における避難者受入れマニュアル」（仮）の作成を検討しており、市の方向性が決定してから記載します。	防災課

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）	担当部署
風水害等対策編				
第3編第3章第4節第1 避難勧告等				
10	p148 ～ p151	内閣府では、昨年の8月～12月にかけて、警戒レベル3を「高齢者等避難」、レベル4を「避難指示」、レベル5を「緊急安全確保」に、本年の出水期までに変更することを決定していたと思う。今回の修正では、変更前の状態に変更することになるが、本年の出水期における対応において適切ではないのではないか。まだ、県の防災計画には示されていないと思うが、このタイミングで改正する以上、改正とほぼ同時に避難体制が変更になれば、特に避難勧告が廃止されることから、対応が大幅に変わるために何らかの記載が必要ではないか。	令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループによる「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難のあり方について（最終とりまとめ）」の中に、対応の方向性として示されていますが、決定ではありません。 災害対策基本法の改正法案が出ないうちは、記載は難しいと考えます。	防災課
風水害等対策編				
第3編第3章第4節第5 避難所の運営				
11	p155	避難所の運営の文中で、「～女性の参画を推進するとともに」の表現は、避難所における女性への配慮のため、女性を配置するため追加されたと思われるが、計画に「参画を推進」という抽象的で事務的な記載は適切ではない感じる。具体的な記述が行えないなら記載すべきではないのではないか。	男女共同参画は、重要であるため、削除はいたしませんが、「～女性の参画を推進するとともに」を「～女性の参画を得て」に修正します。	防災課

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）	担当部署
風水害等対策編				
第3編第3章第4節第5 避難所の運営				
12	p157	大規模災害時における広域避難の文中で、第2次北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（案）の、事業No.12広域防災対応能力強化事業にいたいた意見について、その考え方として、「今後北播磨定住自立圏内の3市1町の訓練計画等の情報共有」「積極的な相互参加」「圏域市町間での情報伝達訓練を毎年実施」等が示されているが、この定住自立圏での取り組みについて記載すべきではないか。	訓練に関する事項であるため、第3編には記載しません。記載するとなれば、第2編になりますが、北播磨広域定住自立圏に限らず、自治体間相互応援協定による訓練をどこまで具体的に記載するかは、次の市地域防災計画の見直しに向け、検討いたします。	防災課
風水害等対策編				
第4編第2章第4 兵庫県災害援護金等の支給への協力				
13	p262	「県は、～する。」のように、県に役割を支持するような表現は適切ではないのではないか。 市の計画である以上、例えば、「市は県が被災者又はその遺族に支給する災害援護金及び死亡見舞金が、円滑に進むよう、被災状況を県に連絡し、協力する。」のように記載すべきではないか。	意見のとおり「県は、～支給する。」を「県による被災者又はその遺族への災害援護金及び死亡見舞金の支給に対し、」に修正を行います。	防災課
資料編				
2－1 重要水防箇所一覧				
14	p16, 17	重要水防箇所一覧の情報が令和2年度から見直しされているため、最新のデータに修正をお願いしたい。	最新のデータに修正します。	防災課

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）	担当部署
資料編				
3－2 関係機関等の連絡先一覧				
15	p66	北はりま消防組合加東消防署東条出張所の所在地（天神129）が誤っているため修正をお願いしたい。	天神129の地番表示を123に修正します。	防災課
資料編				
3－2 関係機関等の連絡先一覧				
16	p67	関西電力送配電株式会社に記載されている電話番号の中で、使用していない電話番号があるため、削除願いたい。	電話番号の表記は、関西電力送配電株式会社のホームページに掲載されている電話番号を記載し、使用されていない電話番号は、削除します。 合わせて、社配電営業所とその住所につきましては、併記し、その他の営業所等の表記は、削除します。	防災課
資料編				
9－3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況				
17	p108	黒石山配水池の最大貯水量が2,375m ³ と記載されているが、施設の一部が廃止されたため、2,000m ³ に修正をお願いしたい。	意見のとおり2,000m ³ に修正します。	工務課 防災課
資料編				
10－1 災害時要支援者関連施設				
18	p114	表中の兵庫教育大学の電話番号が44-1101と記載されているが、間違っているので44-2010に修正をお願いしたい。	意見のとおり44-2010に修正します。（大学確認済）	防災課

加東市災害時支援計画の策定に係る意見に対する考え方について

ページ	意見	考え方（計画への反映について）	担当部署
第1編 総則			
第3章 対象災害と計画発動基準			
p2	「予断を許す」という言葉は、基本的に「予断を許さない」という否定形で使われる。「予断を許せる状況ではない。」を「予断を許さない状況である。」が適切ではないか。	意見のとおり「予断を許さない状況である。」に修正します。	
第2編 人的支援受け入計画			
第2章 応援要請先			
p9, 10	第1項、第3項、第4項、第5項、第6項で、「知事は、～要請する。」「地域保健医療情報センターは、～要請する、できる、」とあるが、県知事や県の組織に役割を指示するような表現は不要ではないか。	<p>派遣要請の流れを明示したものであるため、表現を修正したうえで残します。</p> <p>第1項：「知事は、～要請する。」を「知事は、本部長からの要請を受け、～要請することになる。」</p> <p>第3項：「知事は、～要請する。」を「知事は、本部長の求めに応じ、～要請することになる。」</p> <p>「～要請する。」を「～要請することになる。」</p> <p>第4項：「地域保健医療情報センター（加東健康福祉事務所）は、～要請する。」を「地域保健医療情報センター（加東健康福祉事務所）は、～要請することになる。」</p> <p>第5項：「知事は、～要請する。」を「知事は、本部長の求めに応じ～要請することになる。」</p> <p>「～要請する。」を「～要請することになる。」</p> <p>第6項：「知事は、～要請する。」を「知事は、本部長の求めに応じ、～要請することになる。」</p> <p>に修正します。</p>	

ページ	意見	考え方（計画への反映について）	担当部署
	第2編 人的支援受け入計画		
	第4章 便宜供与等の内容		
p11	第2節の「加東市防災広場」「加東市社中央公園ステラパーク」「加東市滝野総合公園多目的グラウンド」は、地域防災計画資料編p114応急仮設受託建設候補地一覧と重複するが、自衛隊他多くの団体の展開地としたうえで併用できるのか。	時間の経過（フェーズ）により、防災関係機関が撤収した後は、応急仮設住宅建設は可能であるため、それぞれの候補地とします。	